

「障害福祉サービス事業所サポート事業」 公募型プロポーザルに係る募集要項

1. 目的

障害福祉サービス事業は三年に一度の報酬改定をはじめとした大きな制度変更だけでなく、各事業所の状況に応じさまざまな申請・届出が必要となるが、当該申請・届出に伴う事務が煩雑であるほか、本来、後進の育成に努めたり支援現場の課題解決を中心的に担ったりすべき人材が制度理解や書類作成等の事務仕事に忙殺され、障害福祉サービス事業所の大きな負担となっている。

本来、運営事業に関わる制度や必要となる申請・届出については、運営事業者として正しく理解し、適切に運営すべき面はあるものの、障害福祉サービスにおいては利用者や利用日数・時間数の自然増加だけでなく多様化・複雑化するニーズへの対応に加え、人材不足等によりそれらがままならない現状がある。

上述の状況が続くことは障害福祉サービスを提供する事業所の弱体化につながり、サービス供給の基盤を揺るがしかねず、サービスを必要とする障害者の日常生活・社会生活に影響を及ぼすリスクがあるため、本事業の実施により、将来的な障害福祉サービスの提供体制の安定化をめざす。

2. 業務概要

(1) 事業名

障害福祉サービス事業所サポート事業

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年(2025年)6月10日(予定)から令和8年(2026年)3月31日まで

(4) 予算概要

委託料の上限は、4,015,000円(消費税等含む)とする

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排

除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。
- (9) 過去 10 年間に於いて、労働関係法令等違反による官公署からの摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (10) 過去 5 年間に於いて、本市と同規模以上の国又は地方自治体と本業務と同様及び同等の契約を 2 件以上締結し、それらを全て誠実に履行した実績があること。

4. 日程（全て令和7年(2025年)）

	第一次審査がある場合 (応募者が4者以上)	第一次審査がない場合 (応募者が3者以下)
募集要項等の公表	3月31日(月)	
説明会	4月4日(金)	
質問事項の締め切り	4月16日(水)午後5時15分【必着】	
質問事項への回答	4月23日(水)	
企画提案書の提出期限	5月9日(金)午後5時15分【必着】	
第一次審査	5月14日(水)	
第一次審査結果の通知予定日	5月16日(金)	5月14日(水)
第二次審査 (プレゼンテーション ※)	5月23日(金)	
第二次審査結果の通知予定日	5月28日(水)	
委託契約の締結予定日	6月10日(火)	

※ 感染症等の影響により、来庁による第二次審査の実施が不相当と判断する場合は、他の審査方法に変更する場合がある

5. 説明会

- ・日 時：4月4日(金)午前10時から午前11時まで
- ・会 場：豊中市役所第二庁舎5階 第1会議室
- ・申し込み：4月2日(水)午後5時までに、下記「14. 応募・質問・問い合わせ先」宛て電話もしくは電子メールにて社名・担当者名および参加人数を連絡
- ・質疑応答：当日に会場で回答できる内容については口頭で回答。会場での回答が困難な内容については、上表にて定める質問事項への回答とまとめて回答する
- ・そ の 他：説明会の出席は応募資格の要件とはしない

6. 応募書類

(1) 応募書類

No.	提出書類	留意事項（※）	様式
1	参加表明書	正本1部のみ応募者の代表者印を押印。副本は複写可。	1
2	企画提案書類等提出届	正本1部のみ応募者の代表者印を押印。副本は複写可。	2
3	入札参加停止措置等状況調書	公募日から過去3年以内の処分歴等の有無を確認し、該当するものにチェックを入れること。正本1部のみ応募者の代表者印を押印。副本は複写可。	3
4	業務経歴書	これまで5年以内に他自治体において同様の業務を請け負った実績について記載すること。	4
5	企画提案書	・別紙「提案課題」の1～5について、日本工業規格A4判縦または同A3判片袖折り・左端綴・両面10枚以内での企画提案を求める ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること	任意
6	見積書・内訳書	・人件費などの積算金額の根拠を明示した内訳書を添付すること（項目は任意で追加可） ・正本1部のみ応募者の代表者印を押印。副本は複写可。	5-①②

※ いずれも押印省略を可とするが、その場合は正本・副本の別を分かるように明記すること

(2) 提出部数

- ・ 8部（正本1部、副本7部）

※ 上記応募書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を併せて提出すること

7. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚三丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎1階
豊中市 福祉部 障害福祉課

(2) 提出方法

郵送または持参（持参の場合は平日の午前9時～午後5時15分に上記（1））

(3) 提出期限

5月9日（金）午後5時15分【必着】

8. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は応募者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

9. 質疑・回答

質問は、「質問書」（様式6）をメールで上記7.（1）の事務局宛て提出すること。

- ・提出先アドレス：shougaijigyousyo@city.toyonaka.osaka.jp

※ 電話もしくは開封確認にて到着を確認すること

- ・提出期限：4月16日（水）午後5時15分【必着】
- ・回答方法：4月23日（水）正午に市公式ホームページに掲載
- ・その他：提出期限以降は、業務に係る質問も受け付けない。市の回答に対する質問も同様とする。

10. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会により審査する。
- ・応募者が4者以上の場合、第一次審査（書類選考）を行い、第一次審査通過者の3者による第二次審査（プレゼンテーション）を行う。
- ・応募者が3者以下の場合は第一次審査を行わず、全応募者によるプレゼンテーション審査を行う。
- ・第二次審査の評価点が最も高い応募者を受託候補者とし、次に高い応募者を次点とする。

(2) 審査の実施

- ・提出書類およびプレゼンテーションの内容に基づき、審査を実施する。
- ・第二次審査でパワーポイント等を使用する場合は開催日前日までに事務局に申告し、必要な機材は応募者が用意する（大型モニター、電源は市が用意する）。
- ・第二次審査の時間は20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）程度とする。
- ・第二次審査のプレゼンテーションは、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む、3名以内）が行うものとする。

(3) 審査項目

評価項目		採点
提案内容	① 市の認識している課題を的確に把握し、課題の解消につながる内容になっているか	30点
	② 対象事業者のニーズに的確に応えられる内容になっているか	30点
	③ 事業実施過程の効率化・省力化が図られているか	10点
実施体制	・業務を遂行できる人員・組織体制があるか ・スケジュールは妥当か	10点
業務実績	・類似業務の実績があるか	10点
費用	・積算額は必要最低限に抑えられているか	10点
減点評価	・公募開始日から過去3年以内の処分歴等	-10点

(4) 審査結果の通知

- ・第一次審査の結果は、応募者の数に関わらず全応募者にメールで通知する。
- ・第二次審査の結果は、郵送で通知する。なお、市と仕様及び契約金額等を協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、受託候補者の通知をもって本業務の委託を確約するものではないことに留意すること。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、市公式ホームページにより公表する。

11. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合

- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

12. 契約の締結

- (1) 受託候補者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の応募者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに市と詳細を協議する。また、契約内容及び仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結を行うこととする（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。また、市が定める標準契約書に基づき、必要な書類の提出及び研修を実施するものとする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に要する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は応募者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、応募者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式 7）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。市の回答に対する質問も同様とする。

14. 応募・質問・問い合わせ先

〒561 - 8501 大阪府豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号 豊中市役所第二庁舎 1 階

豊中市 福祉部 障害福祉課 事業所係 担当：武部^{たけべ}・前畑^{まえぼた}

TEL：06-6858-2230（直通） / FAX：06-6858-1122

E-mail：shougaijigyousyo@city.toyonaka.osaka.jp

以上